

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する協定書

宮城県（以下「県」という。）、宮城県土地改良事業団体連合会（以下「連合会」という。）及び公益社団法人みやぎ農業振興公社（以下「公社」という。）は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定による県の援助について、連合会と公社の協力を定め、防災重点農業用ため池の施設管理者等（以下「ため池管理者等」という。）が行う、防災工事及び保全管理の推進を図ることを目的とする。

（県の援助）

第2条 法第6条第1項に定める県が行う技術的な指導、助言その他の援助は、下記の内容とする。

- （1） ため池管理者等が行う、防災工事及び保全管理に対する技術指導、助言等
- （2） ため池管理者等に対する専門技術者の確保・育成に向けた技術指導、助言等

（援助に係る協力）

第3条 県は前条で行う援助を円滑に行うため、第4条に規定する業務を行う宮城県ため池サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）を設置し、連合会に事務を委託するものとする。

2 県と連合会は、必要に応じて、公社に対し援助に係る協力を求めることができる。

（サポートセンターの業務）

第4条 連合会は、サポートセンター内に相談窓口を設置し、ため池管理者等からの相談に対応するものとする。また、相談内容によっては、必要に応じて現地調査等を行い、防災工事の実施等の技術指導、助言等を行う。

2 サポートセンターの業務は、前項のほか、下記の内容を行う。

- （1） ため池管理者等が行う定期点検に際して、適宜、随行し技術指導、助言等を行うものとする。
- （2） ため池管理者等に対する技術力向上に向けた研修会の開催等を行うものとする。

（経費の負担）

第5条 サポートセンターの運営経費は、県が委託業務等により負担するものとし、予算の範囲内で実施するものとする。

2 防災工事の実施に要する経費は、本協定の対象外とする。

(損害の負担)

第6条 業務の実施に伴い、県、連合会、公社の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合は、連合会、公社は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により県に報告し、その措置については、県と協議して定めるものとする。

(事務局)

第7条 この協定の施行に関し、県は農政部農村整備課に事務局を置く。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項または疑義が生じたときは、県、連合会、公社が協議の上定める。

この協定を証するため、本書3通を作成し、県、連合会、公社が署名の上、各自その1通を保有する。

令和3年2月18日

宮城県農政部長

佐藤 夏人

宮城県土地改良事業団体連合会会長

伊藤 康志

公益社団法人みやぎ農業振興公社理事長

寺田 守彦